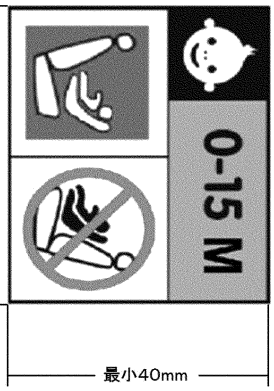
二　法第75条の２第１項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

第百八十八条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前向き及び後向きのいずれでも使用可能な年少者用補助乗車装置には、当該装置が取り付けられた状態において視認できる場所に次に定める様式による表示を付さなければならない。この場合において、当該様式による表示の文字「M」に「(ヵ月)」等と補足してもよいこととする。



第百八十八条第三項各号列記以外の部分中「年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、前項各号の基準」を「その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項各号に掲げる基準」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

別添五十二4・8・8・中「点滅表示によるもの」の下に「又は4.6.8.に規定する方向指示器の点灯操作状態表示装置と連動して作動する兼用式の点滅表示によるもの」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第六十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十四項第一号から第三号までを次のように改める。

一　平成三十年二月二十三日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって車両総重量二・五トン以下のもの（軽自動車にあっては、ボンネットを有するものに限る。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量二・五トン以下の自動車であってボンネットを有するもの（平成二十五年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）

イ　平成二十五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

ロ　平成二十五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）１の１―１の⑷及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）１の１―１の⑶の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十七年度燃費基準」という。）に適合することを目的として変更されたものに限る。）

ハ　平成二十五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成二十五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）

二　平成三十一年八月二十三日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であり、かつ、車両総重量二・五トンを超える自動車及びその形状が車両総重量二・五トンを超える自動車の形状に類する自動車（平成二十七年二月二十四日以降に指定を受けた型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）

イ　平成二十七年二月二十三日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

ロ　平成二十七年二月二十三日以前に指定を受けた型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）

ハ　平成二十七年二月二十三日以前に指定を受けた型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成二十七年二月二十三日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）

三　平成三十年二月二十三日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量二・五トン以下の軽自動車であってボンネットを有しないもの（平成二十六年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）

イ　平成二十六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

ロ　平成二十六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの

ハ　平成二十六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成二十六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）

第十八条に次の一項を加える。

4　細目告示第二十六条第二項及び第四条第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六条第二項ただし書中「協定規則第百二十九号の技術的な要件（同規則補足改訂版の６・３・１・２・に限る。第百四条において同じ。）」とあり、及び第百四条第二項ただし書中「協定規則第百二十九号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第六改訂版の規則６・１・６・に限る。）」と読み替えることができるものとする。

第二十条第十四項を削る。